

議員提出議案第1号

牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び牛久市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和7年3月24日 提出

牛久市議会議長 諸 橋 太一郎 殿

提出者 藤 田 尚 美

賛成者 遠 藤 憲 子

牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
条例第 号

牛久市議会委員会条例（昭和42年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「教育文化常任委員会」を「教育福祉常任委員会」に改め、「スポーツ振興」の次に「、健康づくり、介護保険、国民健康保険、社会福祉」を加える。

第2条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第2条第2項中「第4号」を「第3号」に改める。

第4条第1項中「教育文化常任委員会、保健福祉常任委員会」を「教育福祉常任委員会」に改める。

附 則（令和 年条例第 号）

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例の施行の際、現に常任委員会の委員として選任されている者は、その任期中に限り、なお従前の例により選任されているものとする。

2 この条例による改正前の牛久市議会委員会条例（以下「条例」という。）
第2条第1項の規定による各常任委員会に付託されている事件は、改正後
の条例第2条第1項に規定する各常任委員会のうち、当該事件を所管する
常任委員会に付託されたものとみなす。

提 案 理 由

牛久市議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

去る令和3年第2回定例会から常任委員会を総務企画常任委員会、教育文化常任委員会、保健福祉常任委員会、環境建設常任委員会の4つの常任委員会において付託案件等の審議を行ってまいりましたが、各常任委員会の付託案件数を考慮し、令和7年第2回定例会から総務企画常任委員会、教育福祉常任委員会、環境建設常任委員会の3つの常任委員会に再編するよう牛久市議会委員会条例の一部を改正するものであります。